

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやぎ生活協同組合蛇田店

石巻市蛇田中央土地区画整理事業地内6街区2画地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

みやぎ生活協同組合 専務理事 荻原 多加資

仙台市泉区八乙女四丁目2-2

3 市町村の意見の概要

- (1) 出店計画地周辺は通学路であることから、工事期間中においては児童・生徒の登下校の時間帯にできるだけ工事関係車両の通行を控え、やむを得ず通行する場合には、通行する出入口付近に警備員や誘導員を常時配置するなどして交通安全確保に万全の措置を講じられたい。また、営業開始後の登下校の時間帯にはより一層の安全確保に努められたい。
- (2) 歩行者と車両が交差する場所には、横断歩道や標識を設置し、相互の安全確保に努められるとともに、交通標識等の適切な設置を関係機関に要望し、その実現を図られたい。
- (3) 工事期間中に、工事関係車両が出店予定地周辺の道路上に待機駐車をしないよう努められたい。
- (4) 警備員、誘導員、作業員等関係する全ての者に対し、安全教育の徹底を図られ、事故が発生しないよう万全の体制を整えられたい。
- (5) 交通安全対策や非行防止対策などについて、学校と協議するとともに、工事期間中における工事関係車両の通行ルートや時間帯など地域住民に対しても周知を図られたい。
- (6) 商品の陳列方法を工夫するなどして万引き防止策を講じるとともに、店内や駐車場などが子供どもの遊び場や溜まり場とならないよう、巡回警備や指導の強化に努められたい。

- (7) 騒音について、駐車場内の自動車走行を10 km/hで徐行させるため、及びアイドリングを防止させるために看板等を設置するなど届出書に記載した対策を遵守することにより、騒音の防止に努められたい。また、隣接する民家が望む場合には遮音壁の設置を検討されたい。
- (8) 騒音・振動について、付帯設備及び付帯施設等の維持管理に十分留意され、特に南側の幼稚園など周辺的生活環境の保持に努められたい。
- (9) 騒音について、圧縮機や送風機については騒音規制法、冷却塔については宮城県公害防止条例に基づく届出が必要なことがあるので、関係法令を遵守されたい。
- (10) 防犯について、夜間に死角となる区域が発生しないよう、照明灯の設置等については、十分考慮されるとともに、屋外照明の設置については、敷地南側には民家があることから、照明の配置や方向、明るさについて配慮されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成19年12月26日から平成20年1月28日まで（ただし、閉庁日を除く。）